市税・国保税の納付は期限内に

~貴重な財源の確保を進めています!~

市税や国民健康保険税は、市政の運営に欠かすことのできない貴重な財源です。

今後も、納期限内に納めている多くの皆様との公平性を保つため、貴重な財源の確保を 進めていきますので、皆様のご理解ご協力をお願いします。

<問合せ>●市税について=納税課納税係・内線2731~2733、特別滞納整理担当・内線4426~4428 ●国民健康保険税について=国保年金課・内線3221~3223

滞納者に対する市の取り組み

市では、口座振替、コンビニ納付や休日の納付窓口の開設など、納税者の方が税金を納めやすい方法を導入しています。

市税等を納期限内に納税されていない方に対しては、文書・電話で納付をお願いする ほか、戸別訪問も行い、早期納付のお願いをしています。

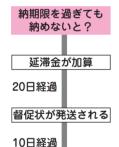
それでも納付のない方には、納めた方との公平性を保つため、法律に従って差押え等 の滞納処分を行っています。

【20年度の差押状況】

(単位:件)

不動産		39
電話加入権		1
債権	国税還付金	69
	預貯金	103
	生命保険等	74
	給与	1
その他		2
計		289

滞納したまま放っておくと?



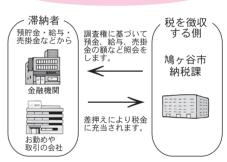
滞納処分の対象に

市税等を滞納したままにしていると、どのような 理由があっても、滞納の期間と税額に応じて「延滞 金」が加算され、本来の税額よりも多く、納付しな ければならないことになります。

督促状が届いても納めていただけない場合は、滞納者の意思にかかわらず法律で定められている「滞納処分」の対象となります。

※「滞納処分」とは、その方の財産を調査し、不動産、預貯金、 生命保険などの財産を本人が処分する権利を制限する「差押え」 と、その財産の取立等を行う「換価」を行い滞納した税に充てる ことです。

債権を差押えする場合



休日納税相談をご利用ください

市税および国民健康保険税の休日納税相談を行います。(認印を持参してください) 併せて、平日に金融機関や市役所で納付できない方のために、納付窓口も開設します。 また、国保の異動届出のうち、一部の受付業務も行っていますので、事前に国保年金課に お問い合わせのうえお越しください。

日 時 9月26日(土)·27日(日)午前9時~午後3時

場 所 市役所1階納税課窓口および国保年金課窓口



納税は「口座振替」が便利です

金融機関および郵便局で手続きをすると、納期限ごとに自動的に指定口座から振り替えられ、市へ納税されます。(一度の手続きで、翌年からも自動的に継続されます)

手続きは、預金口座のある市税取扱い金融機関で、直接お申し込みください。

手続きに必要なもの…口座振替申込書、印鑑(通帳届出印)、預・貯金通帳、納税通知書

※依頼書は、市役所納税課および市内の金融機関にあります。市外にお住まいの方は、市役所までご連絡いただければ郵送いたします。 なお、郵便局をご利用の場合は、郵便局に備え付けの「自動払込利用申込書」をご利用ください。

コンビニ納付をご利用ください

休日や夜間でも、コンビニエンスストアで納付することができます。納める期別分の納付書を確認のうえ、 納期ごとにレジにお持ちください。

※取り扱いできないコンビニエンスストアもございますので納付書裏面をご確認ください。なお、納期限を過ぎたものや、1回の納付税額が30万円を超える場合は、取り扱いできません。ただし、軽自動車税は、翌年3月まで納付できます。

3

入学までの流れ

9月上旬

学校自由選択制:

学校公開案内の

パンフレット配布

10月26日~11月13日

希望申請の受付

※定員を超えた場合 11月16日~20日 申請の変更

1

11月25日

抽選の実施

1月下旬

入学通知書の発送

4月8日 入学式

通学区域以外の学校を希望 する方は申請 年生が対象 を

~平成22年4月に入学する新一

を希望する場合には、 を実施しています。 は、それぞれの通学区域によ |を対象に「学校自由選択制 教育委員会が指定します。 一年生が入学する学校 他の学校に入学するこ 通学区域以外の学校 小・中学校の新入 申請に

とができます *9月上旬に自由選択制の案

内パンフレットを配布

を通して、 者は小学校を通して、 を通して、中学校の入学予定学予定者は幼稚園・保育所等 いるご家庭に、 来年度入学予定のお子さん ットをお配りします。 お問 由選択制」のパ 小学校の入 せくださ 、9月上

をお知らせします。

11 申 い 月 讀 月 13 日 期 間 10 月 26 日 (市役 月 所 5

きません。 >幼稚園、 ※午後5時まで 学校教育 保育所では受付で

きません。 ▽期日を過ぎると申し込みで

必要はありません。 に入学を希望する方は ◆受け入れ定員を超えた場合 ▽通常どおり通学区域 は申請の

は抽選を実施 市から申請者に希望状 望者が定員を超えた場

に定員を超えた場合は、 とができます。 申請者はそれを参考に 希望校の変更をするこ 変更期間の後 度

5 4

参

9

月

7 金)

* 観 [鳩ヶ谷小] ☎281

1

0

には、 きます。 抽行 選の結果、 当選した場

問合せ なります。 区域の学校に入学することに 選外となった場合は、 通

学校公開を実

います。学校選択の参考におの行事や授業参観を実施して 越しください お問い合わせくださ ※詳しい内容は、 各校では、学校紹介のため 直接学校

●学校公開=1 中居小】 281:3322 曜参観=11月7日 11 月 4 日 $\widehat{\pm}$ (水)

月 26 日 ●学校公開= ●運動会=9 13

14

●土曜参観=11月7日

2 8 1

0

水

毎月 25 日は「あいさつの日」

市では、「心の教育推進協議会」を設立し、子どもたち に豊かな心を育む取り組みを行っています。

そのひとつとして、あいさつが人と人とのコミュニケー ションを図る上での第一歩と考え、家庭・学校・地域が連 携してあいさつを積極的に交わす「あいさつ運動」を今年 の5月25日から実施しています。

「あいさつ運動」では、市内の保育園保育所・幼稚園・ 小・中学校・高校で、地域や保護者の方も参加して校門な どで元気なあいさつが交わされています。

また、通学路や交差点で声をかけていただける地域の方 も多く見られます。

家庭の中から朝の元気なあいさつ が始まり、学校や地域の中でその輪 が大きく広がっていくように、みな さんの積極的な「あいさつ運動」 のご協力をお願いします。

問合せ 学校教育課・内線5212



希望した学校に入学で 合

2 1 2 学校教育課 内線

●子どもフェスティ ●運動会= 9 月 26 日 $\widehat{\pm}$

●授業参観= 10 月 20日

土曜参観=11月7 日

●授業参観= 運動会=9月26日 10 月 14 日

運動会=9月26日 主

月 31 日 $\frac{1}{2}$ ル \parallel

木

 $\widehat{\pm}$ 水 火

> ●運動会= 学

9 月 12

 $\widehat{\pm}$

校

公開

10 日

31

6 日

11 月 4

H

水) 月

(

0

6

中

7

2

8

4

0

日 里中 運動会=9月12日 [曜参観=11月1日 2 8 2 5 7 0

• 学校公開 \parallel 11 月 9 <u>日</u> 8

10

●運動会=9月12日(土)

校 11 公 月 4 | 開 | 日 10 月 31 (水) ~ 日 6